

第17回「森を育む」施策を検討する部会 会議録	
日 時	令和6年2月5日（月）10時00分～12時00分
開 催 場 所	市庁舎18階 共用会議室みなと5
出 席 者	岩本委員、奥井委員、関根委員、高橋委員、望月委員（五十音順）
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開（傍聴0人）
議 題	<p>1 「森を育む」施策の評価・提案について</p> <p>2 その他</p>
議 事	<p>(事務局) 定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員の皆様には、ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>只今から、「横浜みどりアップ計画市民推進会議 第17回「森を育む」施策を検討する部会」を開催いたします。</p> <p>まず、本日の会議について報告いたします。本会議ですが、「横浜みどりアップ計画市民推進会議運営要綱」第7条第3項の規定により、半数以上の出席が会議の成立要件となっておりますが、本日、委員定数5名のところ、5名のご出席をいただいておりますので、会が成立することを報告いたします。</p> <p>本会議ですが、同要綱第8条により公開となっており、会議室内に傍聴席と記者席を設けています。</p> <p>また、本日の会議録につきましても公開とさせていただきます。会議録は、各委員の皆様に事前にご確認いただきたいと思います。なお、会議録には、個々の発言者氏名を記載することとしておりますので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>さらに、本会議中において写真撮影を行い、ホームページ及び広報誌等への掲載をさせていただくことも併せてご了承願います。</p> <p>次に、お手元の配布資料について、確認させていただきます。</p> <p>＜資料確認＞</p> <p>事前送付させていただきました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 横浜みどりアップ計画市民推進会議2023年度報告書（案）【抜粋】 <p>また、フラットファイルに、1月19日の本会で使用した2023年11月末時点実績説明用スライド、2023年11月末時点の事業目標及び進捗状況、またこれまでの単年度の目標や進捗状況をとじています。</p> <p>お手元にございますでしょうか。</p> <p>また、本日は事業を所管する、緑地保全推進課及びみどりアップ推進課が出席しております。</p> <p>事務局からは以上です。それでは、今後の議事進行につきまして、望月部会長にお願い申し上げます。</p> <p>望月部会長、よろしくお願いします。</p> <p>(望月部会長) それでは次第の1番にうつります。</p> <p>「森を育む」施策の評価・提案について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) ~資料1を説明~</p> <p>(望月部会長) 「これをさらに進めてほしい」、「こういうことへの対策を考えてほしい」など、様々なご意見があると思います。ここからは自</p>

由な発言の時間とし、率直なご意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構です。

(高橋委員) 21ページの「施策1についての評価・提案」の最後に「樹林地の買取りが進むとともに、管理や活用が課題となっていきます」とありますが、その「管理や活用」が少し漠然とし過ぎています。活用面の課題として樹林地の整備を挙げているようですが、もう少し具体的な表現にしたほうがよいと思われます。活用面としては、市民が利用しやすいように、道やトイレを作るなどが考えられます。

ところで、市民の森にはトイレのある場所とない場所があるようですが、理由があれば教えてください。

(事務局) まず、「管理や活用」の箇所について、もっと具体的な内容を記載したほうがよいというご意見を頂戴しました。樹林地の買取りが進み、横浜市が管理する、市有地の面積がどんどん増えていきます。そして、取得した市有地については、その周辺道路や隣接する住宅に迷惑を掛けないように工夫を凝らし、費用を掛けながら、適切な管理に努めています。一方で、市有地の活用として、みどりアップ計画の開始から15年の間に16ヶ所の市民の森を開設しました。市民の森の数は、みどりアップ計画以前と比べ、2倍から3倍のスピードで増えています。このように、横浜市が取得、または、地権者からの協力による樹林地について、市民が散策を楽しめるような施設として、市民の森の開設を進めているところです。

次に、市民の森のトイレについてのご質問がありました。トイレを設置できない一つ目の理由は、物理的な問題で、汚水と浄水の設備がない場合はトイレを設置することができません。二つ目の理由は、滞在時間による判断です。ある程度長い時間の滞在が予想される施設にはトイレを設置するのですが、滞在時間の短い施設にはトイレの設置を見合わせる場合があります。この判断は公園についても同様です。三つ目の理由は、周辺事情です。使用者にとっては便利な設備であるトイレも、施設周辺の居住者にとっては少々迷惑な設備であるためです。四つ目の理由は、防犯上の問題です。市民の森の利用時間は日の出から日の入りまでとなっているため、夜間、トイレを開放することによって防犯面の課題が生じます。以上の問題・課題のない所には、トイレの設置をしているとお考えください。

(高橋委員) 設置されたトイレは愛護会の方々が管理することが前提ですか。

(事務局) 南・北の公園緑地事務所が管理しています。

(高橋委員) 委託業者の方が清掃に来られるということですか。

(事務局) そのとおりです。週に数回、巡回清掃を行っています。

(高橋委員) 先ほどの「管理や活用」の「活用」は、つまり、市民の森として活用しているということですか。

(事務局) その場合が多いです。また、それ以外に、大学の樹林地等は、イベントや学習の場として利用・活用されていると認識しています。高橋委員のご指摘のように、活用方法が分かりやすくなるように、文言を修飾するという形でよろしいですか。

(高橋委員) 読んで具体的に分かるように、また、我々市民推進委員が、管理・活用策を説明することができるよう、修正してほしいと思います。みどりアップ計画の中で、樹林地が市民の森として活用

されていることは本当に重要なことだと思います。

それから、「課題となっている」という部分は、課題を解決していく取組であるため、もう少しポジティブな表現のほうがいいと思います。

(事務局) 承知しました。では、所管部署とも相談し、修正させていただきます。

(岩本委員) トイレの問題について、私も管理に携わっている市民の森があります。24時間開放することで、様々な問題が生じることは事実です。

また、三保市民の森は大変寒く、今の時期は水道管が凍ることがあります。以前、水道管が凍ってしまったり、メモリが管の中で死んでいたりして、北部公園緑地事務所に修理してもらいました。そのため、一年中、少量の水を流している状態です。費用面ではもったいないのですが、そうでないと、また水道管が破裂してしまうのです。

そのような細かい事情もありますが、私どもの地域の老人会の皆さんがある、3日おきに当番制で一年中、トイレを清掃してくださっています。非常に汚れた所がたくさんあるにもかかわらず、本当にきれいに清掃してくださるため、感謝しています。

私の体験に基づき、気が付いたことをお話ししました。細かいことを言い始めると、問題は多数あるのですが、この「評価・提案」にそれをどう表現すればよいでしょうか。

(高橋委員) 市民の森のトイレを愛護会の方々が管理して清掃しているということですか。

(岩本委員) 老人会の一部の方が愛護会のメンバーでもあるということです。

(高橋委員) 以前、ある市民の森の関係者の方とお会いする機会があったのですが、「トイレの清掃などは手間がかかるため、トイレの設置を市に依頼していない。」とのことでした。そのため、市民の森でボランティア活動をされる方々がトイレに行きたい場合は、近くにあるコンビニなどのトイレを利用しているようです。

しかし、そういう人たちも、本心はトイレを設置してほしいと思っているのではないでしょうか。また、市民の森で体験会を実施しようとしても、トイレのない市民の森では開催が困難だと思われます。

トイレ清掃の委託業者が来てくださる公園では、愛護会の人たちは、花壇の手入れや樹木の剪定に集中することができます。しかし、市民の森の場合には、必ずしも定期的な清掃が委託業者により行われていないという話を聞いたことがあります。そこで、週に1回は必ず、委託業者が来て清掃するようにしてもらえると、愛護会の方々も随分助かると思います。特に、先ほど岩本委員がおっしゃったような形でトイレを管理しているのであれば、もう少しサポートをお願いしたいと思います。

(岩本委員) 先ほどの事例ですが、実は、北部公園緑地事務所から清掃委託業者の話もいただいたのですが、自分たちが使うトイレは自分たちできれいにしようということで、愛護会の皆さんがあら清掃している経緯があります。しかし、メンバーも高齢化しており、それがいつまで続けられるかと懸念しているところです。どうしても自分たちで管理できなくなったら、北部公園緑地事務所へ依頼するかもしれません、今のところは、できる限り自分たちでや

っていこうというところです。

また、三保市民の森は面積が広いため、先ほどの高橋委員のお話のように、やはり近くのコンビニのトイレを利用する人もいます。実は、三保市民の森には当初、トイレを2ヶ所設置したのですが、防犯面、清掃面等の管理上の問題があり、北部公園緑地事務所に依頼し廃止してもらいました。現在は、森の広場に1ヶ所、トイレが設置されています。その1ヶ所だけのトイレでも、難しい問題は色々ありますが、森づくりの活動に参加される方や、森へ来訪される方々にとって、トイレは必要な施設ですから、北部公園緑地事務所とも相談しながら、できるだけ今の状態を維持していきたいと思っています。

(高橋委員) それならば、市民の森のエントランス部分までを公園扱いにし、トイレや森づくり用の道具用倉庫などの設置を考えたほうが、市民も、市民の森のボランティアの人たちも、使いやすい形になるのではないかと考えます。

(岩本委員) 現在、市内の市民の森は何ヶ所ですか。

(事務局) 現在は47ヶ所で、既に公開している所が43ヶ所、開園準備を進めている所が4ヶ所です。

(岩本委員) 公開中の43ヶ所については、大きさも様々だと思います。その全部のトイレを補修するとなると、高額な予算も含め、色々な問題があると思われますが、今、高橋委員がおっしゃったように、場所によってはトイレを必要とする市民の森もあるだろうと感じます。市民の森の最小面積はどのくらいですか。

(事務局) 開園可能な最小面積を概ね2haと設定しています。しかし、既に開園している中には、1.1haの場所もあり、これが最小です。

(岩本委員) 緑地保全制度にも最小面積を設定していますか。

(事務局) 市街化区域内の緑地保存地区は500m²、市街化調整区域の源流の森は1000m²を最小単位として設定しています。

トイレの件については、設置する・しないを含め、市民の森や公園にはそれぞれに事情があります。トイレは必要な施設ですが、維持するための費用や労力が掛かるのも事実です。それぞれの市民の森や周辺地域の事情を考慮し、愛護会の皆さんとも相談しながら、今後も運営していきたいと思います。何かご不便等がありましたら、南・北公園事務所にご連絡をお願いします。

(望月部会長) なかなか難しい問題だと思います。防犯面を別にしても、維持のための費用や労力が必要で、やはり設置後の管理も含め、それぞれの事情を考慮しなければならないと思います。

(高橋委員) ある程度の広さのある公園の場合、そこにトイレがあると、イベントが開催されたり、シニアの人たちはグラウンドゴルフに興じたり、地域の少年野球の子どもたちが休日に練習したりしています。一方、そこにトイレがないと、それが問題となり、人が集まりません。一方、近隣住民からすれば、トイレがないほうがよいと思う方もいらっしゃるでしょう。設置するなら、管理面のサポートまで期待したいと考えます。

(関根委員) 今、高橋委員がおっしゃったように、公園などにはきちんとトイレが設置されています。市民の森は広いとは思いますが、森づくりボランティアの方が活動しやすいように、事務所のような所があるでしょうから、そこにトイレを併設したほうがいいと思います。そうすれば、ボランティアの方たちが管理できるし、多くの市民が意識を持って、市民の森に目を向けてくれるきっかけに

もなるのではないかと思います。「ここに市民の森がありますよ」から、「皆さん、活用してくださいね」という方向に持っていくことが大事ではないかと思います。

横浜の郊外部を中心として、いわゆる神社仏閣がまだ多くあり、お寺は別として、ほとんどの神社は森を抱えています。宗教的、法律的な問題があるかもしれません、そういった神社の森を指定すれば、神社の氏子さんが管理してくれるといったメリットもあると思われます。新規買い上げ費用も節約できるし、市内に存在する森をうまく利用し、育てることが地域のためには必要なのではないかと思います。

(事務局) 神社仏閣等の後背地にある樹林地については、大変貴重なものだと認識しています。例えば、熊野神社市民の森や豊頤寺市民の森という名称の市民の森があり、地域名を示している所もありますが、実際に神社仏閣と契約して公開している所もあります。

昨今、氏子や総代の方から、やはり維持管理に非常に困っているというご相談を受けます。そういう所については、私どもも積極的に関わり、緑地保全契約の締結をお勧めし、それによって、維持管理助成へとつながるように支援しています。

市内樹林地には、農家、神社仏閣、大学、企業の所有地が含まれています。それぞれの特徴を踏まえ、市民のニーズに応える形で、引き続き、取り組んでいきたいと考えています。

(高橋委員) 神社仏閣等の樹林地には、由緒ある木があると思います。その木を名木・古木として指定すれば、維持管理に関する調整ができるうえ、場合によっては、参拝客増加等につながるかもしれません。氏子や宮総代の方は名木・古木の登録に協力してくれるのでないかと思います。

(事務局) 先ほど、関根委員から、「市民の森の中に活動拠点を設けては」といったご意見がありました。来年度からの次期みどりアップ計画では、市民の森、特別緑地保全地区や樹林地の中にそういう活動拠点を設置するための検討を始めることが記載されています。設置基準の具体化等はこれからですが、今後、検討を進めていきます。

(奥井委員) 事務局のご説明をお聞きして、全ての施策が「みどり税」によって支えられていること、また、みどりアップ計画の柱1である「市民とともに次世代につなぐ森を育む」事業は本当に大切であるということを実感しました。

20ページの「緑地保全制度による新規指定」などの目標値はどのように算出しているかを教えてください。

(事務局) 5年に一度、航空写真等により緑被率調査を行っており、市内全域に約2800haの樹林地があると把握しています。15年前のみどりアップ計画第1期では、大きな面積を指定することを目指し、単年度で100ha以上指定した年もありました。指定が進むにつれ、対象の樹林地面積が小規模化したため、2期目以降は、100haの6割、年間60haを目標値として設定しました。来年度以降の次期計画では、さらにその6割の36haを目標値として設定しています。

また、土地の買い取りについては、「想定」として、相続等の不測の事態も考慮した数字を設定しています。過去の買い取りのトレンドを見ると、毎年、指定された土地の4%から5%程度の買い取り要望があるため、それを想定値としています。樹林地を維

持し続けていただけることや、不測の事態がないことは喜ばしいことではあるのですが、今年度の実績は10ha未満となる想定です。予測が困難なため、来年度以降も同じ方法で、買い取り面積の想定値を計上したいと考えています。

(奥井委員) 先に数値目標を設定し、次に買取等を進められる場所を具体的に検討していくという流れでしょうか。

(事務局) そのとおりです。緑の10大拠点を始めとした、まとまりのある樹林地を主眼に進めています。樹林地もある程度まとまっているほうがよいため、二つの樹林地の間が少し抜けているような所や、未指定場所が大幅に残っている郊外部について、積極的に働きかけを行っています。

(岩本委員) 「不測の事態」についてですが、地権者の方がこの制度を知らないと利用することはできません。市民推進会議委員の我々はよく存じていますが、一般の方への周知が足りないように思います。例えば、説明会を設けるなど、もっと周知に努めるべきだと思います。なお、この買い取り制度は確かに、不測の事態以外の場合にも適用されると思いますが、それは正しいですか。

関根委員の発言にあった寺社仏閣の樹木の件ですが、私も数十年前から携わっている事例があります。当時は小さな木でしたが、今はとても大きくなり、隣接地に枝や枯葉が落ち、防犯的にも問題になっています。そもそも、神社の敷地の一部が道路になり、隣接地との余裕部分が無くなっていることも影響しています。このような状況は他にもあると思いますが、それでも、このような鎮守の森の木はぜひ、残してほしいと考えます。植物は春夏秋冬それぞれに変化があり、地域の皆さんもそれを本当に楽しみにされています。鎮守の森の木を守る取り組みをぜひ進めていただきたいと思います。

横浜市は、公園や街路樹も含め、本当に植栽が多い街です。しかし、今から45年～50年前に植えた木々が皆、大きくなり、現在、問題になっていることも事実です。例えば、街路樹が電線に接近したり、マンションをはじめ様々な建物が増えたことから、枯れ葉や日当たりの問題が発生し、街路樹を切ってほしいという要望も多くあると認識しています。ただ、街路樹に関しては、根元から伐採してほしいということではなく、一部伐採や透かし剪定などの要望が多いと感じています。技術的に可能だと思いますが、可否についていかがでしょうか。

(事務局) 岩本委員から大きく三つ、ご質問を頂戴しました。

まず、一つ目の、樹林地の買い取りと、制度のPR方法について回答します。報告書の21ページにも記載していますが、昨年度からJA横浜と連携を強化しています。山林の所有者は、農家及び農協の組合員である場合が多いため、JA横浜と協力し、樹林地の買い取りやその他の制度について説明をしているところです。農協の事業の一つに相続対策があり、そういう意味でも、私どもの制度と親和性が高いため、現在、手を携えて業務を遂行しているところです。また、東京地方税理士会という税理士の組織がありますが、相続や資産運用について税理士にご相談される機会もあると考え、その税理士会の会報に緑地保全制度の掲載を依頼し、PRしているところです。また、「不測の事態」と一言でまとめていますが、実際には様々なケースがあります。例えば、相続に際し、家の建て替え費用や、子どもの進学にかかる費用とするために土

地を売却したいという場合なども、不測の事態として広く捉えています。

二つ目の、神社仏閣などの大きな樹木に関して回答します。先ほどの繰り返しになりますが、鎮守の森のような一団の森については、緑地保存制度、源流の森制度をご案内しています。また、単木で立派な木については名木・古木制度を通じて助成等を行っています。

三つ目の、大きくなった樹木の管理に関して回答します。街路樹が電線に接近している事例についてですが、電線からある程度の離隔距離がないと、放電した際、樹木に電気が通り、火災等の事故が発生します。そういうことを未然に防止するため、例えば東京電力では、電線下を一律、10mないし20mの部分を伐採することがあると聞いています。先ほどのスライドにもありました
が、住宅内の樹木が電線に掛かることもあります。最近は、電線に加え、インターネットケーブル等も増えているため、それらに支障が出ないように、民有地に関しては維持管理助成を活用しながら対応しているところです。

(岩本委員) 不測の事態を広く捉えている旨の説明がありましたが、一般的に不測の事態というと、土地所有者の死亡であると認識される方が多いと思います。費用捻出のための土地売却を例に出していましたが、そういういたケースでも使える制度であることを、もっと周知すべきと考えます。

街路樹に関して、例えば、桜の場合は、寿命が5、60年程度ということで、そのような話をすれば、市民の方も納得されると思いますが、ケヤキなど、樹種によっては何事もなければ、何百年も枯れずに大きくなり続けます。そうなると、場所によっては伐採するしかない樹木がでると思います。街路樹にしても、市民の森、源流の森にしても、これから維持管理の方法が非常に大きな課題になるとを考えています。やはり、30年、50年、100年を見据えた維持管理ということになると思います。

(事務局) 街路樹については、みどり税で賄われている、「いきいき街路樹」事業を進めています。この事業は、通常の維持管理に加え、きめ細やかな対応をすることを目的にしたものです。「いきいき街路樹」事業では、樹木の剪定、植え替え、更新時期を迎えた大木の伐採と新しい苗木の植え付け、などの取組を行っています。個々の問題はあるかと思いますが、頂戴したみどり税を使い、みどりアップ計画を通じ対応している状況です。

(岩本委員) 先日、「いきいき街路樹」の見学会に参加し、美しく維持管理されている街路樹を拝見しました。しかし、7mから8mの高さの街路樹も少なからずあり、その周囲には電線等も張り巡らされていました。直接、電線等に触れてはいないのですが、線に絡むよう枝が伸びているため、周囲の様々な所に影響を与えているような状況です。

周辺の方たちは皆、困っていて、市役所にも相談したけれども、対応は難しいとの回答だったようです。そのような状況にある樹木の維持管理についてお伺いしたいと思います。

(事務局) 街路樹は大きくなり過ぎると、落ち葉の散乱や日照阻害などの負の面も確かに生じます。その点は認識しており、適正な管理办法については現在、模索している状況です。ただし、地域のシンボルになるような場所について、みどり税を活用した並木の再生

の取組などを徐々に始めています。

市内の全ての街路樹を完璧に管理できているとは、我々も思つていませんが、よりよい管理方法を見いだし、地域の方に愛される街路樹にしていきたいと考えています。引き続き、地域の皆さんと必要に応じて話し合いの機会を持ち、いつまでにどうするか目標を定め、対処していきます。ご不便をお掛けしている点も多數あるかと思いますが、本市としてはそういった方向性で検討していることをご理解ください。

(岩本委員) ありがとうございます。

(事務局) 岩本委員からご指摘のあった不測の事態に関する資料の表記についてですが、「評価・提案」の1点目の最後の部分を、「土地所有者への様々な働きかけを積極的に行い、目標を達成する」に変更します。また、2点目にある、「申し出のあったものに対して引き続き着実に対応してください。」の箇所を、「申し出のあったものに対応するとともに、制度の周知に関して、地権者への積極的な情報提供や丁寧な説明を、より一層進めてください。」と修正する方向で調整してもよろしいですか。

(岩本委員) 結構です

(奥井委員) 先日、調査部会で皆さんと一緒に上郷市民の森を歩きました。そこには、ご神木として指定されたオオシマザクラが植えられ、横浜みどりアップ計画の看板も立てられています。ウォーキングをしながら、横浜みどりアップの取組が色々な所にあることを実感しました。

29ページの「評価・提案」の最後に、「事業者向けCSR活動をさらに広げ、企業と連携した様々な森の保全活用を一層推進してください。」という記載があります。他は、具体例や目標数値が記載されていますが、それに比べて、ここは少し唐突な感じを受けます。例えば、柱3の「市民が実感できる緑や花をつくる」では、横浜市内のホテルと連携してポット苗を植えるなどの、事業者向けCSR活動の報告が見られます。一方、柱1報告書には、そのような活動の具体的記載がありません。

もし今後、柱1においても、事業者向けCSR活動を推進するのならば、具体的な目標や数値目標があったほうが分かりやすいと思います。

(事務局) 奥井委員のご指摘のとおり、企業の皆さんと一緒に森づくりを行う件数自体はまだ少ないので現状です。例えば、今年度から商工会議所の方と協力して、企業のCSR担当者を森へご招待し、外来種を除去する作業を体験してもらうことを始めました。まだ数値目標を考える段階ではありませんが、市民に限らず、市内の事業者の皆さんと連携した森の保全活動について、事業化も含めて検討したいと思っています。この報告書にはまだ、そういった文言を入れていませんが、今後、取り組んでいく予定です。

各区の法人会で次期みどりアップ計画を説明する機会がありました。そのとき、みどりアップ計画による取組や今後の方向性などをお伝えしたのですが、環境系のCSR活動に対して、関心の高い企業が多いという感触を得ました。現在、企業にとってCSR活動はその存続にまで影響を及ぼすものになりつつあるため、大きな危機感を持ち、CSR活動のためのフィールドを探す企業は市内に多くあると思われます。そこで、こういった企業と連携して、樹林の保全活動や維持管理を行うための制度づくりについて検

討を進めている状況です。

(奥井委員) 企業が生き残るためにSDGsやCSR活動に積極的に取り組まなければならぬ時代だと思います。よく分かりました。できればこれも、もう少し説明を追記すると分かりやすいと思います。

(事務局) 承知しました。

(高橋委員) 私も同じ意見です。できれば29ページに、「事業者向けのCSR活動支援の体験会を実施した」と追記し、企業の方が体験会に参加している写真を掲載したほうがよいと思います。企業名を出せない場合は、「地域貢献活動に関心のある企業の担当者も体験会に参加」といった形でもよいので、一目でそれと分かるような写真の掲載を検討してください。

事例が少なく写真がないということであれば、市役所の担当者コメント欄でもよいと思います。コメント中に企業からの体験会参加者数などのデータが含まれていれば、「評価・提案」の「事業者向けCSR活動をさらに広げ、企業と連携した様々な思いの保全活用を一層推進してください」という部分がより生きてくると思います。

(岩本委員) 横浜市会で、今後5年間のみどり税継続の承認を得ることができます、本当に良かったと思います。市民の皆さん緑や花に対するニーズが高まり、賛同を得た形であり、これからますますそういう時代になってくると思われます。区役所等に、「みどりアップ計画でこの花壇をつくっています」、「この事業はみどり税によって進められています」という看板を目しますが、こういったものをさらに増やし、みどり税とみどりアップ計画に関するPRを高めてほしいと思います。企業と連携し成果が出たなら、それも看板にするなど、PRにもフィードバックできると思います。

(事務局) みどりアップ計画、また、みどり税の成果についてさらにPRが必要なことは、我々も認識しているところです。また、様々な専門家や横浜市会からも、「みどり税を納めたメリットを市民が実感できるような、PRや広報をしっかりとやっていくべき」というご指摘も受けています。超過課税という形のみどり税を納付する横浜市民にとって、みどり税がどんなところに使われ、自分の生活にどのようなメリットがあるのか、ということをしっかりと実感できるように、伝わる広報をすべきというご意見も非常に多数、頂戴しています。

過去15年を振り返ってみると、我々は広報誌を出し、「みどり税でこんなことができました」といったPRは行ってきたつもりですが、「市民がメリットを実感できる」という部分が少し弱かったと感じています。そのため、今後は、そういったところをしっかりと市民に伝えられるように広報、PRを進めていきたいと思います。

(岩本委員) 市民の森を散策する方々にお話を伺えば、市民の森があることを非常に喜び、散策することを心から楽しんでおられるようです。市民の森がみどり税を使って管理されていることをお伝えすると、「そうですか。みどり税はいいことですね。必要ですね」とおっしゃいます。「みどり税はよくない」といった否定的なご意見は一度も聞いたことがありません。引き続き、より良い事業を進めてもらいたいと思います。

(事務局) 承知しました。

(関根委員) 今のPRの件で申し上げます。みどり税は、市民全員から等しく頂戴していますから、「みどりアップ計画はなぜ必要なのか」を市民に知らせることが根本的なところであり、その中では、「みどり税が市民生活や横浜市の発展のために不可欠であること」を強調すべきだと考えます。かつて、フィットンチッドが人の心や脳に良い影響を与えるということが盛んに言われていました。多くの人が森林浴のために山へ向かう時期もありました。横浜市もやはりそういった「緑が人に与える効能」についてもっと強調したほうがいいと思われます。市民一人一人の生活のために、そして、これから日本、横浜市の発展のために、みどりアップ計画が必要であり、それを支えるためにみどり税があることという基本的なPRをもっと行う必要があるのではないかと考えます。

そうすれば、税金を納める市民も納得し、快く協力してくれると思います。繰り返しになりますが、みどり税、みどりアップ計画についての基本的なPRが少々不足していると、私は思います。

(事務局) ご意見を肝に銘じ、今後、しっかりと事業を進めたいと思います。

(望月部会長) 資料29ページの事業者との協力関係の強化について申し上げます。市民の森の維持管理について、企業の力を借りてはどうでしょうか。企業も今、SDGsについて積極的に取り組んでいる状態ですから、企業とそこに勤める社員に協力してもらうことを考えるべきだと、以前から思っていました。つまり、愛護会の皆さんに加え、横浜市内の企業とその社員に、森の維持管理に協力してもらうということです。

例えば、市内企業から、費用と労働力と宣伝を貰う代わりに、市民の森の名称にその企業名をつける、といった方法です。さらに、「この企業の協力でこの市民の森は維持されています」という看板を立てれば、企業にとってみれば、CSR活動とSDGsへ取り組んでいることを広く市民に知ってもらうことができます。また、社員の家族・知人に実際に訪れてもらい、良さを知ってもらうという流れも期待できます。

横浜には大きな会社もありますが、CSR活動に積極的に取り組んでいる中小企業もあります。先ほど述べたような形の維持管理を考える時期に来ているのではないでしょうか。つきましては、その制度設計を、企業に協力してもらうための仕組みづくりを考えてほしいと思います。

(事務局) 先ほど、「法人会に伺ったときに、環境系のCSR活動について関心が高い企業が多い印象だった」旨の説明をしました。例えば、中区の中法人会へ伺った際も、企業側は、CSR活動をするためのアイデアと場を求めておられる印象を受けました。中区には樹林地が少ないため、その場でご案内できなかったのですが、後日、根岸森林公园を紹介し、花壇づくりや落ち葉の清掃、堆肥作りに参加できるように調整を行いました。

望月部会長がおっしゃったように、企業にとってCSR活動やSDGsの取組をPRでき、我々としても維持管理の負担が軽減できるため、双方にとって満足のいく関係になれるものだと考えます。そこで、企業からの申し出を待つだけでなく、市役所からも職員が出向き、企業に積極的に働き掛けることも大事だと感じた次第です。来年度以降、そういうことにもしっかりと力を入れてまいります。

	<p>(岩本委員) 今の望月部会長のご意見に賛同いたします。開園準備も含め47ヶ所の市民の森があるとのことでしたが、今後も増えていく可能性があります。愛護会の活動内容や状況は場所によって違いますが、高齢化は共通事項です。現在は、愛護会の活動によって維持されている市民の森も、今後、いつまで継続できるかというと不安な状況です。</p> <p>企業としては、SDGsやCSR活動をして、地域の皆さんに対するPRが可能となり、今後森の維持作業に参加していただければ、社員の方たちも、森の活動の楽しさを実感することができます。三保市民の森には桜の木も多く、春には大勢の方が森へお見えになります。仕事の一環として森の維持作業に参加された社員の方が、森の楽しみ方を知り、「今度は家族で散策しよう」、「親戚も一緒に花見に来よう」というように、周囲の人たちにも、森の楽しみ方が伝わっていくのではないかと期待します。その結果、本来の目的であるみどりアップ事業の成功にもつながると考えます。</p> <p>みどりアップ計画の目的は、花やみどりを楽しむ、植物に触れるだけではないと思います。それらに関連した知識やあいさつ、ごみ捨てに関するルール・マナーなど、色々なことを学ぶ場にもなり得ます。子ども連れであれば、森が子どもの学びの場にもなります。先ほどの望月先生のご意見を踏まえ、将来のあるべき姿について考えながら、引き続き、みどりアップ計画を進めていただくとよいのではないかと思います。</p> <p>(事務局) 承知しました。</p> <p>(望月部会長) 会議終了時刻となりました。本日の議論を踏まえ、報告書の修正をお願いします。</p> <p>修正後の報告書を確認する機会はありますか。</p> <p>(事務局) 3月中下旬に本会を予定しておりますので、そこに向けて確認していただくスケジュールとなっています。</p> <p>(望月部会長) 以上で次第の1「森を育む」施策の評価・提案についての議論を終了します。</p> <p>次第の2「その他」について、何か委員の皆さんから発言はありますか。</p> <p>(一同) 特に発言なし</p> <p>(望月部会長) ではこれで本日の議事を終了します。</p>
資料 特記事項	資料1 横浜みどりアップ計画市民推進会議 2023年度報告書（案）【抜粋】